

平成 28 年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室

児童虐待防止対策については、骨太の方針 2015 や総理指示を踏まえ、年末を目途に政策パッケージを策定することとしており、今般その方向性を取りまとめたところ。これを踏まえた、平成 28 年度概算要求の内容は以下のとおり。

(平成 27 年度予算額) (平成 28 年度概算要求額)
1, 198 億円 → 1, 245 億円 (※)

※ 児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた額 (括弧内は平成 27 年度予算額)

・ 児童虐待・DV 対策等総合支援事業	79 億円 (47 億円)
・ 児童入所施設措置費等	1,078 億円 (1,076 億円)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	63 億円 (57 億円)
・ 妊娠・出産包括支援事業	24 億円 (17 億円)
・ 児童虐待防止対策費 (本省費) 等	1 億円 (1 億円)

1. 発生予防の強化

地域における子育て相談・支援機関を拡充するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、行政等と子育て家庭の接点を確保し、児童虐待の発生自体を予防し、減少させる。

(1) 妊娠・出産包括支援事業の展開【拡充 (一部推進枠)】

子育て世代包括支援センターを核とし、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う「産後ケア事業」などを地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の構築を図る。

【妊娠・出産包括支援事業等】

(2) 地域子ども・子育て支援事業における児童虐待防止対策の推進（内閣府予算）

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

④ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク支援事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

⑦ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

(3) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の推進

子どもの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を推進する。

【児童虐待防止対策費（本省費）】

2. 関係機関の情報共有による最適な支援

児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所や市町村の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化を行う。

(1) 児童相談所等の体制強化

① 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充（一部推進枠）】

児童相談所及び市町村における安全確認等対応職員（補助職員）を増やし、児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認等の体制強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

② 官・民連携による支援の強化【拡充（一部推進枠）】

児童相談所が民間団体に委託して実施できる業務について、委託先となり得る民間団体を調査し、委託内容等を検討する経費に対して補助を行うことにより、官・民連携による効果的な支援と児童相談所の効率的な運営を図る。

また、NPO等の民間団体を活用し、子どもたち本人からの電話相談等への対応や、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等の促進を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

③ 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進【拡充（一部推進枠）】

一時保護所に教員OB等の一時保護対応協力員を配置する。

また、新たに一時保護所に子どもの日常生活のケア等を行う者を配置する。加えて、保護した児童相談所管内から離れた地域の施設等に一時保護委託を行うことに伴う経費について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

④ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充（一部推進枠）】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

また、新たに児童相談所（一時保護所を含む。）を対象に加え、児童の心理的負担に配慮するための改修等の環境整備を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

⑤ 一時保護所の整備の推進【拡充（一部推進枠）】

都市部における一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

特に緊急に定員増を図る必要があると認められる場合は、交付額算定上の基準点数を特例的に引き上げる。（事項要求）

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

（２）児童相談所等の専門性の向上

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充（一部推進枠）】

児童相談所が弁護士へ相談できる回数を増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制の強化を図る。（相談回数週1回→3回）

② 医療機関との連携の推進【拡充（一部推進枠）】

児童相談所や市町村では対応しきれない医療的判断・治療が必要なケースについて、医学的知見からの個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得る体制を整備する。

また、地域の中核的な医療機関が他の医療機関への研修、助言等を行う「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を「医療的機能強化事業」へ統合し効率化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

③ 児童相談所・市町村の資質の向上

児童福祉司任用資格取得のための研修（対象者は都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策地域協議会の職員を含む））等を実施し、専門性の強化、職員の資質の向上等を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊婦に関して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(3) 学校における児童虐待対応体制の整備（文部科学省予算）

市町村や児童相談所と連携しながら必要な支援を実施するため、学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を充実する。（配置数 2,247 人→3,047 人）

3. 自立支援とフォローアップ

被虐待児童については、まずは親子関係の再構築を図るための支援が重要であるが、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施することや、児童相談所職員、当事者である保護者、その親族等も含めて支援方法等について検討する機会を設けるなど、家族再統合への取組を進める。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(2) 施設における家庭的養護の推進

① 児童養護施設の小規模化等の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

なお、社会保障の充実については、予算編成過程で検討する。(事項要求)

< 社会保障の充実 >

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当→+5%相当、里親・専門里親手当の増額) など

【児童入所施設措置費等】

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充(一部推進枠)】〔再掲〕

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

また、新たに児童相談所(一時保護所を含む。)を対象に加え、児童の心理的負担に配慮するための改修等の環境整備を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(3) 里親委託の推進等

① 里親支援機関事業の拡充【一部新規(一部推進枠)】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、里親に対する養育に専念するための休暇や在宅勤務制度など、企業等が独自の取組を実施する場合の支援や課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

さらに、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

② 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設

障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。(事項要求)

【児童入所施設措置費等】

③ 施設入所児童家庭生活体験事業の充実

施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、里親または里親になることを希望するボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。(事項要求)

【児童入所施設措置費等】

(3) 被虐待児童などへの支援の充実

① 児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充（一部推進枠）】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた補助方式を導入する。
- ・ 退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図るとともに、児童養護施設等退所後の自立支援のあり方について、自立援助ホームのあり方と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

② 家庭支援専門相談員の複数配置

施設に配置される家庭支援専門相談員について、施設の規模に応じ2名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。(事項要求)

【児童入所施設措置費等】

③ 情緒障害児短期治療施設の設置

心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。(医師の人件費の充実(事項要求))

【児童入所施設措置費等】

④ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(4) 未成年後見人制度の普及促進

未成年後見人制度の普及促進を図るため、未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険に対する補助を行うほか、未成年後見制度の周知を図るための研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

【地方交付税措置】

児童相談所の児童福祉司について、平成27年度では標準団体（人口170万人）当たり36名が地方交付税措置されているが、平成28年度についても、実態に則した児童福祉司の増員とともに、専門性の向上のための職員の増員を総務省に要望する予定。また、市町村（要保護児童対策地域協議会調整機関専任）職員の増員も要望する予定。

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

- ・児童虐待の相談対応件数は増加の一途
- ・児童虐待による死亡事例の4割強は0歳児

②関係機関の情報共有による最適な支援

- ・国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担が不明確
- ・児童相談所・市町村が同じ視点で支援を要する児童に向き合っていない

③自立支援とフォローアップ

- ・社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要することが多い
- ・措置解除後も就業自立に結びつかないケースが多い

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

役割の明確化を踏まえ、共通の判断基準によりアセスメントを実施

18歳到達後や施設退所後等の継続的な支援

現状の児童虐待発生件数

児童虐待発生件数

児童一人一人に対応した適切な支援メニューの提供

市町村で
児童相談所で
対応

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

養子縁組

里親

乳児院

児童養護施設

正規雇用で就職など、確実な自立へ

NPO、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップの構築

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

- 国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担及び介入と支援の在り方
- 司法の関与 ●里親委託・特別養子縁組の推進 などについて、引き続き議論

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

望まない妊娠、若年者の妊娠等について、関係機関からの情報提供の新たな仕組み及び子育て家庭へのアウトリーチ型支援により、行政や民間と子育て家庭の接点を確保し支援につなげることで、児童虐待の発生を未然に防止する。

②関係機関の情報共有による最適な支援

虐待事案が発生した場合において、児童相談所、市町村などの関係機関が、共通の判断基準によりアセスメントを行う新たな仕組みを通じて情報を共有することで、全ての支援を要する児童に対し、質の高い最適な支援を実現。

③自立支援とフォローアップ

個々人の状況を踏まえて里親委託や養子縁組など家庭的な環境で養育することを推進するとともに、施設入所・里親委託等の被虐待児童について、個々人の発達に応じたテーラーメイド型の支援を行うとともに、新たに、施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進等のフォローアップを行うことにより、確実な自立に結びつける。

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

次期通常国会における児童福祉法等の改正法案の提出も念頭に検討を進めるとともに、これらの一連の対策が効果的に機能するよう、必要な検証を行い、定期的に見直しを行う。

民間との協働

- ・ N P O、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップ構築
- ・ ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）の活用
- ・ 民間事業者による取組モデルの収集

アウトリーチ型支援

- ・ 支援を要する妊婦・家庭の把握、支援
- ・ 安全確認のための支援
- ・ 在宅児童・家庭への支援